

藤沢市総合教育会議 議事録

会議名	平成 28 年度第 4 回 総合教育会議
開催日	2016 年 (平成 28 年) 10 月 19 日 (水) 13:00~13:58
場 所	森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室
出席者	(市側) 鈴木市長 (教育委員会) 小竹委員長、井上委員、中林委員、大津委員、吉田委員 (関係職員) 教育次長、教育部長、教育総務課長、教育指導課長、同課主幹、人権男女共同参画課長、同課課長補佐

【議事録】

事務局 (司会)

- ・定刻になりましたので、本年度第 4 回総合教育会議を開会いたします。
- ・会議を始めるにあたり、本日の議事録作成の関係で録音をさせていただきますが、本日の傍聴者の中で録音、録画、写真等を希望する方はいらっしゃいますか。(なし)
- ・次に、9 月市議会の人事案件で 10 月 1 日付でご承認いただきまして、新たに大津委員が教育委員になりました。ここで一言、ごあいさつをお願いいたします。

大津委員

- ・ただいまご紹介いただきました大津でございます。
- ・私は市役所に 5 年前まで勤めておりまして、その間 33 年ほど勤めましたが、福祉の関係が非常に長く十数年福祉部門にいました。
- ・そういう関係もあって、今、社会福祉法人の事業所に勤めていますが、今回、委員に任命されまして、できましたら、福祉の視点を入れてお話ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 (司会)

- ・ありがとうございました。新委員が加わった関係もありますので、ここで改めて総合教

育会議の趣旨・目的について確認をさせていただきたいと思ひます。

- ・この会議の目的は、市長と教育委員が十分な意思疎通を図って、本市の教育の課題、あるべき姿を共有し、次代を担うすべての子どもたちを市全体で見守り、育む取り組みを協議するところでございます。
- ・具体的にこれまでどういった協議をされてきたかということをおし上げますと、昨年度から今年度にかけて、教育に関する大綱の策定に向けさまざまなご議論をいただきました。
- ・また、予算の時期には施設整備、教育環境の整備などについてさまざま意見交換をさせていただいたところでございます。そのほかにも会議でのご意見、課題事項に対して柔軟に進行してきたところでございます。
- ・本日、議題としております「本市のいじめ防止に関する取組について」も、国の「いじめ防止対策推進法」の契機となった大津市の自殺の案件でございます。
- ・その後5年が経過し、新聞等でも特集記事も掲載されたこと等も背景に、本日、議題として取り上げさせていただいて、皆様の中で意見交換をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
- ・それでは、開会に当たりまして、総合教育会議座長の鈴木市長からごあいさつをお願ひしたいと思います。

鈴木市長

- ・今日はお忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。ここ2～3日、秋らしい天気が続いて、とてもさわやかな気候になっております。
- ・秋は市内でいろいろな行事が行われております。子どもたちには運動会や修学旅行、合唱祭等いろいろなお目にかかりますけれども、伸び伸びと元氣な姿を見ておりますと、新たな力が湧いてくる感じがしているところでございます。
- ・また、きょうは午前中にオリンピック・パラリンピックの支援委員会もございまして、そこでもオリンピックの支援をするのに将来を担う子どもたちを大事に、有意義な大会にしていきたいという意見が出ていて、そういった方向でとらえているところでございます。
- ・また、支援委員会委員の1人であります多摩大学学部長の安田先生が、12月に人権啓発講演会を行っていただけるということですので、ぜひご来場していただければと思っております。
- ・秋には13地区の地区集会在順次行われておりまして、今、半分以上終わったところですが、テーマとしては、子どもを取り巻く問題と超高齢社会が大きく取り上げられております。

- ・子どもの問題としては、地域の皆さんが、それぞれ支え合っていこうという意識が高まってきて、そこに居場所あるいは学習支援等の話もかなり出てきております。
- ・こういった地域の皆さんとの取り組みを大切にしていければと思っているところでございます。
- ・また、オリンピックだけではなくてパラリンピックについても大変重要なことであると思っております。
- ・市民まつりではボッチャという競技の体験が行われましたけれども、10月22日（土）には県の主催で「第2回かながわパラスポーツフェスタ2016」が秩父宮体育館で開催されますので、こちらの方にも足を運んでみていただければ役に立つのではないかと考えております。
- ・そういった中で、今日はいじめにつきまして、ご議論をいただき、お互いの意識を認識していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（司会）

- ・ありがとうございました。それでは、本日の議題に沿って関係職員として教育指導課、人権男女共同参画課職員が出席しておりますので、ご紹介いたします。（自己紹介）
- ・続いて、本日の資料の確認をいたします。（資料確認）
- ・それでは、これからの進行は座長であります鈴木市長にお願いいたします。

鈴木市長

- ・それでは、次第3 議事録署名人の決定について、事務局からお願いします。

事務局

- ・今回は鈴木市長と中林委員にお願いしたいと思います。

鈴木市長

- ・事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

鈴木市長

- ・それでは、議事録署名人は私と中林委員に決定いたします。

鈴木市長

- ・それでは、議事に入ります。
- ・（1）「本市のいじめ防止に関する取組」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・まず、市長部局の取り組みについては、人権男女共同参画課から、教育委員会の取組については教育指導課から説明をお願いしたいと思います。

五島人権男女共同参画課長

- ・それでは、資料1と資料3を使ってご説明いたします。(資料3参照)
- ・資料3の「組織・法令等」については、後ほど教育指導課からも説明があると思いますが、(1)組織では、平成25年に「いじめ防止対策推進法」ができてから、ア、イ、ウの3つの組織が設置されました。
- ・人権男女共同参画課としては、アの「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」に関わっているほか、ウの「藤沢市いじめ問題再調査委員会」の事務局を担当しております。
- ・(2)法令等については、ウの「藤沢市子どもをいじめから守る条例」が平成27年4月に施行され、内容といたしましては、「いじめを許さない文化と風土をつくること」を目標として、社会全体で子どもを守るため、市、学校、保護者の責務だけでなく、学校以外の施設や市民、関係機関の役割を定めていることが大きな特徴となっております。
- ・このことに基づき人権男女共同参画課としては、社会全体で子どもを守るため、市民にいかにも条例の理念やいじめ防止の取組について理解し、ご協力いただくかが大きな課題となっております。講演会の開催やリーフレットの配布を始めとして、さまざまな方法で周知、啓発活動を行っているところでございます。
- ・「条例説明リーフレットの配布」については、資料7の「藤沢市子どもをいじめから守る条例ができました！」という、表紙にさまざまな方の絵が載っているものが「高校生・一般用」ですが、これを昨年度3万5,000部つくり、市内の公立・私立高校生全員と幼稚園・保育園、市内の公共施設等に配布いたしました。公共施設等では自由にお持ちいただけるようになっています。
- ・今年度以降は、毎年、新入生、高校1年生全員に配付する形になっております。
- ・また、ポスターも1,000部つくりまして、小・中・特別支援学校、高校、保育園・幼稚園、市内の公共施設、鉄道駅等に掲示をして条例の周知を図っております。
- ・(資料1参照)資料1は、いじめ防止に関する講演会等の啓発事業です。
- ・平成27年度には、条例が施行されたことを記念して、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」制定記念講演会を6月に、教育委員会と共催で、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会会長の松田先生に講師をお願いして行いました。
- ・いじめ問題対策連絡協議会には条例を制定する際にもご協力をいただきまして、講演ではいじめに関する実態や条例をつくった背景、条例の理念などについてお話をいただき

ました。

- ・最初に、条例の理念や内容について知っていただき、いじめを防止するにはどうしていったらいいのだろうと考えるための講演会でしたので、教育関係からは学校警察連絡協議会委員、小・中・特別支援学校のいじめ防止担当者、本市の各課から1名ずつ配置している人権施策推進責任者または人権施策推進担当者に参加を求め、それ以外に一般市民を合わせ377人の参加がありました。
- ・次の「藤沢市PTA連絡協議会いじめ防止研修会」は、PTAを通じて保護者にもぜひいじめに関する研修をしていただきたいと市P連にお話をいたしましたところ、毎年、PTA連絡協議会が教職員と意見交換をやっている場をいじめ防止の研修会にしたいということになりました。こちらはいじめ問題対策連絡協議会の松田先生にお願いして、問題提起として1時間程度の講話をいただき、その後、教職員とPTA、保護者との意見交換を行う形で、いじめ防止についての研修を行いました。
- ・人権男女共同参画課ではその打ち合わせ、内容等と講師謝礼のところまで協力をいたしました。
- ・次の「明治地区いじめ防止講座」では、明治公民館と明治地区の小学校PTA、青少年育成協力会が合同で毎年行っている教育関係の講演会を、昨年度はいじめの防止の関係にしまして、それも条例制定記念講演会で講演をされた松田先生のお話を伺いたいという要望から、セッティングをさせていただいたものです。
- ・次の「鵠沼東部地区民生委員児童委員協議会 いじめ防止講座」では、鵠沼地区は民生委員児童委員協議会が東と南に分かれているのですが、東部の民生委員児童委員協議会から協議会の話し合いの席で、いじめについて学習をしたいということで、教育指導課職員と人権男女共同参画課職員が伺いまして、条例の内容や理念、市の取組についてお話をさせていただいたものです。
- ・資料裏面は、今年度実施済みのものと、これから実施することが決定している事業になります。
- ・1の「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」については、昨年度、条例制定記念講演会を実施しましたが、毎年、6月にはこのような形で講師をお呼びして講演会を実施することとして、教育委員会と共催で実施いたしました。
- ・昨年度は職員、教職員等も対象としたため、平日に実施しましたが、今年度は一般市民に多く参加していただきたいということで土曜日に開催いたしました。
- ・講師はNPO法人ジェントルハートプロジェクト理事の小森美登里氏で、この方は一人娘をいじめによる自死で亡くされた方でして、講演の内容としては、いじめられている子どもだけではなく、加害者である子どもにも寄り添うことが大切であるというお話で、感想文を拝見しても非常に好評でした。

- ・ 2の「御所見地区いじめ防止講演会」は、昨年度の明治地区と同じような形ですが、御所見地区でPTAと公民館、民生委員児童委員協議会と三者連携団体などが共催して実施している講座で、同じく松田先生に講師をお願いしております。
- ・ 3の「藤沢市PTA連絡協議会いじめ防止研修会」は、昨年度と同じような形で今年度も実施する予定で、講師には同じくいじめ問題対策連絡協議会の委員でもある特定非営利活動法人 湘南DVサポートセンターの瀧田先生をお願いしております。
- ・ 今後とも人権男女共同参画課といたしましては、地域等にも働きかけ、さまざまな機関や団体等と連携して講演会を開催し、いじめを許さない文化と風土をつくるための意識啓発に努めていきたいと考えております。簡単ですが、説明を終わります。

松原教育指導課長

- ・ 引き続き、教育委員会の取組についてご説明いたします。
- ・ (資料2参照) 1 いじめ相談関係として、(1)「いじめ相談ホットライン」の設置は、24時間の電話相談を受け付けておりまして、朝9時から17時までは、教育指導課内に設置している専用電話につながるようになっておりまして、本課の指導主事や学校問題解決支援員が主に対応しております。
- ・ 17時以降については、業者に委託する形になっておりますが、専門の臨床心理の資格を持った者が電話対応しておりまして、そこにかかった内容については、緊急を要する場合には本課の担当の方に連絡が入るようになっておりまして、そうでない内容については翌日、本課の方に相談内容の報告が来るようになっております。
- ・ (2)「いじめ相談メール」については、随時受け付ける形になっておりまして、メールによる相談については、直接、本課の方にメールが届くようになっております。内容を見て、連絡先等が記載されている場合には直接連絡を取りながら対応しているということです。
- ・ また、ホットライン、メール以外にも本課でも電話相談、来庁相談も受けておりますし、学校教育相談センター等もありますので、そういったところでも随時相談を受け付けている状況です。
- ・ (3)「いじめ相談機関紹介カード」は、こういった相談機関を紹介する意味で紹介カードを作成しておりまして、毎年、子どもたちに配布しております。
- ・ 次に、2の「児童生徒・保護者等への啓発」について、(1)「いじめ防止リーフレット」では、子どもたち向けとしては、主に小学校4年生と中学校1年生を対象に、いじめについての意識をしっかりと持ってもらうようにということで、リーフレットをつくって配布しています。
- ・ あわせて新入生の小学校1年生の保護者を対象に、入学時にも同様のリーフレット等を

配布して、家庭での子どもの様子の異変に気がついたときにはすぐに学校とか教育委員会に相談してくださいといった投げかけもしております。

- ・(2)「講演会の開催」では、講演会については、市長部局の人権男女共同参画課の説明と重なるところもありますが、共催でやっている部分もありますし、主に各学校にいじめ防止担当者を設置しておりますので、教育委員会で行っている講演会については、その担当者を対象とした講演会が中心になっているところがございます。
- ・今年度については、11月に実施いたしますが、電話相談を委託している業者の相談員からいじめ相談に対する対応についてといったところでの講演を予定しております。
- ・(3)「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」については、各中学校の生徒会の子たちが一堂に介して、それぞれ自分たちの学校でいじめ防止対策として取り組んでいる内容について報告をし合っているものです。
- ・それぞれの学校の取組を情報交換することで、他の学校の取組などを参考にしながら、自分たちの学校の取組を見直し、さらに反映させていくというようなことを行っているというものです。
- ・3の「学校への支援」については、(1) 道徳教育等の資料の提供では、小学校・中学校のそれぞれ発達段階に応じた書籍を学校に提供して、道徳の時間の中で、いじめについて子どもたちに考えさせていく、そういう資料を配布しています。
- ・その授業を進めるための授業案などもこちらで作成して、学校に提供していますので、学級の中では、そういったものを活用しながら、子どもたちにいじめについての意識を高めさせているということです。
- ・(2)「いじめ防止対策担当スクールカウンセラーの配置」については、専任のスクールカウンセラーを教育指導課に配置しています。
- ・各学校におけるいじめに対する取組ですとか、体制といったものを検証していたり、教員に対する研修も行ってありますし、具体的にいじめ案件が起こったときに保護者へのカウンセリングであったり、子どもへのカウンセリングということで、具体的なケースに対しても専任のスクールカウンセラーが対応しているということです。
- ・(3)「いじめ対策マニュアル」では、「児童生徒指導の手引き」を学校に示しておりますが、その中にいじめに特化した部分も設けており、いじめに対する対応として、必ず決まった形であるわけではないけれども、一般的に押さえておく必要がある部分について確認をしているものです。
- ・(4)「児童生徒向けアンケート」では、子どもたちがいじめに悩んでいるようなことはないかということで、そういった声をなるべく拾っていく機会を増やしていくとして、教育委員会から年に2回学校に依頼しています。
- ・これとは別に、各学校においても別途、最低1回は設定して、少なくとも年3回は各学

校において、子どもたちの声を拾っていく機会をしっかりと設けていこうと位置づけております。

- ・(5)「いじめ防止担当者会」では、各学校のいじめ防止対策を推進していくための中心になっていくという位置づけで配置しております。それぞれの学校の取組を進めていく上で、その取組がどうであるのか、妥当性等も検証しながら、また、見直しを図りながら進めていく際の中心を担う役割というところです。
- ・(6)「いじめ防止プログラム」では、希望する学校に提供している形になるのですが、子ども、子どもたち自身が暴力によらない、力に頼らない問題の解決方法をしっかり身につけていくためのプログラムでありまして、全体会を1回行った後に、各クラスにおいてワークショップを4回行う中で、そういった力を培っていくというプログラムです。
- ・時間を要する部分があるので、短縮版をつくりまして、学校の希望に合わせて、実態に合わせて運営しているという状況です。
- ・(資料3参照)「組織・法令等」のア「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」は、条例が策定されるまでは、そちらを中心に条例策定に至る中でいろいろご意見をいただきながら進めてまいりました。
- ・この組織自体が本市のいじめ問題防止対策の推進に向けていろいろご意見をいただくという組織ですので、今年度はそれぞれの事業が、妥当性はどうかというところを検証していただくことを中心に取り組みをしているところです。
- ・イ「藤沢市いじめ問題調査委員会」については、重大事態が仮に発生してしまったときに、教育委員会が設置をして検証していくという組織になります。
- ・(2)法令等では、国の法律を受けまして、「藤沢市いじめ防止対策基本方針」を定めました。これを受けて各学校では、イの「学校いじめ防止基本方針」を策定しております。
- ・その後に条例ができましたので、条例を受けて市の基本方針、学校の基本方針の方も見直しをしたところでございます。
- ・学校の基本方針については、今年度の中で完全に見通しをつけるという方向で各学校で対応してもらっているところでございます。
- ・最後に、条例関係ですが、この条例を子どもたちに理解してもらうためのリーフレットを作成しておりまして、資料4は小学校低学年用で、資料5は高学年用、資料6は中学生用で、発達段階に合わせて内容が子どもたちに浸透していきやすいように考えて作成したものです。
- ・これらの資料は、昨年度条例ができた段階で子どもたち全員に配布しております。今年度以降は小学校1年生、4年生、そして中学校1年生に、区切りに差しかかる子どもたちを対象に配布をしていきたいと考えております。
- ・こういった条例、法令等を受けまして、本市の学校教育におきましては、いじめで苦し

い思いをしている子どもたちについて、寄り添って支援をしていくところが中心になるのですけれども、それだけではなくて、いじめてしまう側に立っている子についても、事情を抱える中でそういう行為に至ってしまっているというところもありますので、そういったお子さんへもしっかりと寄り添いながら支援をしていくところで、それぞれの学校が現在取り組んでいるという状況でございます。以上です。

鈴木市長

- ・ただいま教育委員会と市の方の説明がありました。それぞれの段階でのパンフレットもつくっていただいております。
- ・27年度4月から施行ということで、条例をつくるまでももちろんですが、つくってからどのように運用して市民の意識を高めていくかということが一番大事なことではないかと思っております。
- ・そういった意味でも委員の皆さんから、順次、いじめ防止に関する取り組みについての思い等がありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

小竹委員

- ・藤沢市は「子どもをいじめから守る条例」にありますように、いじめを許さない文化と風土をつくっていくこと、いじめのない社会の実現を目指していることは大変素晴らしいことだと思います。
- ・いじめられる側、いじめる側からの情報提供がストレートにある場合ばかりではなく、実態は潜在的に、また、閉鎖的に行われていることが多いのではないかと思います。
- ・最近ではソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用されるケースも多いことがニュースからも伺えると思います。
- ・いかにその兆候を察知できるかが問題解決の糸口になると思いますので、学校や家庭はもちろんのこと、それを含めた三者連携の重要性を改めて感じているところです。
- ・半分、質問のようになってしまいますが、当事者、家族、地域そして困りごとを抱えているどなたかが情報提供をする、また、それを受ける、流していく、解決していく、そういうツールがございましたら教えていただきたいと思います。
- ・いじめというものの処理の案件については、かなりスピーディな処理が求められていくと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

松原教育指導課長

- ・情報提供できるツールですが、1つは先ほどご説明いたしました相談のできる機関でございます。

- ・その相談を受けるダイヤル等も設置しておりますので、そういったところから広く拾っていけるように窓口は開いているわけですが、学校においてはアンケート等も定期的に行っている中から拾えるということも実際にございます。
- ・情報提供を得られる部分では、保護者の方なども匿名でご連絡をいただくことが多いので、そういう意味では連絡のできる先を広く、浅く拾えるようなツールを幾つか取り込めるにしてもそうですし、用意をしておくというところではないのかなと考えております。

吉田委員

- ・学校で一番長く子どもたちに接しているという、担任になろうかと思えます。
- ・担任に相談しづらいので、そういう機関を通して相談をするということもあるのですが、先生方がどれだけの感度を持っているか、子どもたちの表情やしぐさ、日ごろの状況と違うということをどれだけの感度で気づくかということは重要なことで、先生が何か気づいたときに、他の先生と情報を共有するというのもとても大事なことです。
- ・先生方には「児童指導の手引き」というのが渡っていきまして、その手引きの中で相談あるいは情報を受けたものをどうやって共有していくか、そして解決に至るにはどうするかというようなことをわかりやすいフロー図にしてあります。これらの情報を得て、どういう形で解決していくかという方法論もたくさん持っていることも大事なかなと思えます。
- ・さらに、家庭においても子どもの微妙な変化、ボタンが取れて帰ってきたとか、顔にあざをつくってきたとか、食欲が落ちたとか、そういったことを気づいていただいて学校に上げていただくというようなこともとても大事かと思えます。
- ・相談は広く情報を知るためのものであって、もしかすると、子どもたちが何気なく、さりげなくかけてくるような電話もこちらはキャッチをするという意味では、非常に教育指導課の指導主事は負担も大きいのですけれども、それでも1人でも2人でも救えたらいいなという思いでやっていることは事実ですので、その辺ご理解いただけるとありがたいと思えます。

中林委員

- ・先ほど2つの課から丁寧なご説明をいただき、大変わかりやすい説明だったと思えます。各課でいろいろな形で講演会を行ったりとか、できる限りのことをしていただいていると感じます。
- ・特に「Stop いじめ！中学生の集い」に昨年、出させていただきましたが、生徒会の生徒たちということで、もともと意識が高い子どもたちだったと思うのですけれども、3回

目ということもあって、昨年聞いた先輩の話を、こういうふうに取り組みましたとか、今聞いた話を自分たちの学校だったらどういうふうに取り組めるのかとか、その場でいろいろ物事を考えることを目の前で見せていただいて、素晴らしいことをしているなと思います。

- ・持ち帰った学校ではそれぞれの温度差があるかもしれませんが、あれだけの素晴らしい観点で話のできる子どもたちが藤沢にはたくさんいるなど、とても感心した思いがあります。
- ・それから条例のところ、いじめ問題対策連絡協議会ですけれども、これの初期の段階でメンバーに入らせていただきました。
- ・条例の策定のところだったので、親の責務なのか、役割なのか、務めなのかということでかなり議論した記憶があります。
- ・先生方の方からは責務にすると、いろいろ責任が重すぎるのではないかというお話がありましたけれども、私は保護者の立場で出ておりましたので、保護者側としてはまず家庭教育である以上は、ここは務めでも役目でもなく、責務がいいのではないかとということで、かなり強く押しまして、最終的に「責務」という言葉を使っていただくことになりました。
- ・今、課題のある家庭が多いので、家庭でできないこともたくさんあるかと思うのですが、スマホを持たせているのも保護者ですし、使わせているのも保護者ですので、何をすることも小学校、中学校のうち家庭教育が第一番だと思いますので、吉田委員からもありました先生の感度と同じぐらい、それ以上に親が感度を上げて、子どもを見詰めている時間はそんなに長くはないので、目を離さないでやっていけるように、保護者たちが頑張っていきたいと思います。
- ・それはまた学校や地域の方と連携しながらよりよい形で、知らない子どもがいるのではなくて、藤沢市の子どもがいるということで、夕方の5時を過ぎても遊んでいる子がいたら、なかなかできないけれども、「帰らなくていいの」と声をかけてみたり、コンビニの前で遊んでいる制服の中学生をよく見るのですけれども、なかなか声かけられませんが、大人が勇気を出して声をかけなければいけないという意識を改めて持ちましたので、こういう思いを伝えていければいいなと思いました。

大津委員

- ・意見ということですが、内閣府の統計などを見ても、いじめの要因というか、原因は幾つかある中に、力の弱い子とか抵抗しない子という要因もあったりしました。
- ・それから仲間に入らない、加わりにくいという子も対象になるようなことが書いてありまして、もう1つ、いじめの発生については小学生以上を対象に調査をしているのです

が、1年から既にいじめが始まっている状況が統計の中に出てきていまして、ちなみに私の法人でも保育園を運営しておりまして、就学前はどうなっているのだろうと気になって確認したところがあります。

- ・それによりますと、いじめの兆候が1歳半から2歳ぐらいになってくると力の差が出てきて、人のものを取ったりするような現象が出てきているということで、就学前の段階で、いじめられやすい子どもがいるのではないかというようなことが保育園の中で注意がされているようです。
- ・既に小学校1年でいじめが始まるというところを見ますと、小学校に上がってから確認していくのではなくて、就学前の段階から情報を共有することも含めて必要になってくるのではないかと思います。
- ・当然、個人情報とかプライバシーの関係がありますので、簡単ではないと思いますが、そういったことも含めて検討が必要ではないかと思っています。

井上委員

- ・今の情報をいただきまして、とても参考になります。いじめ防止対策推進法の中身を見ますと、いずれも防止するにはどうしたらいいのかというようなことが表に出ているような書きぶりです。
- ・しかし、いじめというのは絶対に起こるし、なくなっていない状況がありますので、起こったものに対してどういうふうに対応するかということが非常に重要になると考えております。
- ・そういう意味では、政府のつくった「いじめ防止対策推進法」に関して、藤沢市では26年2月に「藤沢市いじめ防止対策基本方針」が教育委員会から出されております。
- ・こちらについては非常に具体的なものまで含まれているなと思っています。
- ・そういう中で、対応の仕方として考えなければならない問題がいろいろありますけれども、起こったらどうするかというふうなことについて、例えば教員の研修会がどのように行われているのかというふうなことを考えますと、先ほどの報告にもありましたように、そんなに多くの方が参加されていないような研修会もありますので、こういうところに本来どうしたら対応できるかわからない教員の方々も、こういう研修会へ出ていくことが必要ではないかと思っています。
- ・先ほど、いじめ防止に関する講演会等の啓発事業の3の明治地区の講座では28人しか出席していないというのは、ちょっと寂しい数字かなと思っています。
- ・これは地区ですから仕方がないかと思いますが、こういったところに積極的に参加して、教員が研修を重ねるというのも1つではないかと思っています。
- ・起こったことをどうするかという問題と、学校側としては起こったことを隠ぺいしない

で、報告することがさらに重要であって、それが対応なのかなと思います。いじめが起こる、それにどう対応するかという問題と、隠さずに対処するというようなことと、それが起こるといふ教員の意識をしっかりと持ってもらって、教壇に立っていただくことが重要かと思います。

- ・そういう意味では、吉田委員がおっしゃったように、子どもがどういうふうに反応していくのかをきちんと見られるような余裕のある教員がいれば、そういった問題も少しは対処できるのかなと思っておりますので、こちらについては子どもたちにいつも寄り添う教師の方々は、非常に忙しいかもしれませんが、できるだけ、そういった寄り添う時間が持てるようなことを教育委員会としては対応できたらいいのかなと思っておりますし、教員自身もそういったことが起こるんだということ認識をいただいて、対応することが重要なのかなと率直に感じました。

吉田委員

- ・いじめの問題を子どもの問題としてとらえるだけではなくて、市全体でとらえていただいたことは、大変大きいことだと思っています。
- ・よく社会の縮図は学校にあると言われるのですが、大人の姿が子どもに反映しているということはとても大きいことではないかと考えていますので、子どもたちを指導するということは、子どもを育てていくという意味において、学校が担う一番大きな役割ですけれども、その子どもたちをどんなに学校で育んだとしても、社会に出ていった段階で、その社会が全く違う状況になっているということが子どもには棘いばらになってしまうのではないかと考えています。このように市で条例をつくって、子どもたちをみんなで守るんだという姿勢を示していただけただけは、とてもありがたいことですし、啓発の講演会などもたくさん行っていただいている、地域の要望にも応えてくださっていることはとてもありがたいと思います。
- ・その上で、学校は何ができるのかということですが、私はいじめが駄目だとか、いじめ、いじめと言うのではなくて、日ごろの人間関係をどうやってつくるのかということが一番大事なことはないかと思っています。
- ・中学校の「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」の中でも行われていることは、あいさつをしましょう、それから何かあったら、目安箱などに意見を投函して、その意見を協議して自分たちで解決していきましょうという姿勢が見られて、それが有効的だというふうに思います。やはりあいさつから始まる人間関係、顔が見えるということが相談のしやすさにもつながるのではないかと、それが先ほど申し上げた担任が毎日子どもたちと接している意義ではないかと思っています。
- ・そして次のステップとしては、1人の思いに留めないということだと思っています。子どもか

ら発信があったときに「そうだね」といって受けとめたら、本当は「先生、黙っていてね」という子もいるのですけれども、そういう子にも解決のためにはたくさんの方が情報を共有することが大切なのだと丁寧に説明し、関係する保護者や地域の方の応援が必要であれば地域の方に、もちろん学校全体には情報共有を図っていくということが大事ですし、その上で加害者として名前を上げられてしまう子どもについても背景を見ていて、必要があれば保護者との対応ということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

- ・まず学校では子どもをよく見ること、そしてその見た子どもについて情報共有をしていくこと、そしてチームで対応していき、必要があれば保護者や地域の方々に発信をしていく、そういったところでいじめの抑止力、それから起きたときの対応のできる人間関係をつくっていくことが大事ではないかと思います。
- ・「いつでも誰でも優しい気持ちを持ちましょう」と、言うは易いけれども、なかなか実行するのは難しいので、日ごろ、どんなふうに関わり合いが持てて、どんなふうに関わり合いが合かわせられて、そしていつでも気楽に相談ができるようになるかというところが学校教育の一番のポイントかと考えています。
- ・なかなか難しいところですが、一生懸命、教育指導課も対応しておりますし、いじめの電話、メールについては、もしかしたらいたずらの可能性もあるのですけれども、それではいたずらで済むかといったら、そうではないので、一つひとつ事案を丁寧に対応しているという事実もございます。
- ・それだけ相談がしやすいのだなというふうに考えて、子どもたちの幸せのために何かできることをやっていきたいと思っています。

鈴木市長

- ・いろいろ貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
- ・学校だけにとどまらず、市全体で考えていくということで、そういった意味では地域の縁側事業等で居場所もここで26、全体では40つくっていくのですが、そういった中で地域の人たちにもこういった問題に興味を持ってもらって、そういうところでも相談と出ることが出てくる可能性もあるので、情報共有をしていければと思っています。
- ・また、こういった内容のことを良い方向に反映していければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- ・それでは、いじめについてはこの辺で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木市長

- ・ それでは、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

- ・ 次回の協議のテーマは、「子どもの貧困」について取り上げてはいかがかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木市長

- ・ それでは、委員の皆様、参加している職員の皆さんから何かございますか。特段、なければ、これで終了させていただきます。

事務局（司会）

- ・ 次回の日程ですが、1月18日(水) 午後1時から、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室となります。
- ・ それでは、第4回総合教育会議を閉会いたします。

(午後1時58分 閉会)

2016年(平成28年)12月16日

この会議の経過を記載し相違ないことを確認する。

藤 沢 市 長

鈴木恒夫



藤沢市教育委員会委員

中林奈美子

